

スポーツ振興課所管体育施設及び秋田県立総合射撃場の指定管理者募集に係る質問に対する回答

No	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
1	修繕について	指定管理者と県との責任分担について、「③一件50万円以上の修繕」は事前に内容等の報告義務とありますが、その規模によっては上段にある「①小破修繕」または「②大規模修繕等」に分かれるという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。報告内容を基に小破修繕か大規模修繕かを判断し、費用負担者（県または指定管理者）等について協議することとなります。
2	指定管理者に行わせる管理の業務について	「スポーツの普及振興に関する業務」の解釈は幅広いと思いますが、県の課題を汲んだものでしょうか。あるいは管理者の解釈に委ねられるのでしょうか。具体的に達成しなければならない課題がある場合、予算内で対応できる限度があるため、県の考え方をお知らせください。	各県有体育施設は県の施策達成を目的として設置・運営されています。よって、指定管理者には令和8年度より施行される「第5期秋田県スポーツ推進計画」の目標達成に向けた取組を行っていただきます。毎年度、県公式サイトで公表している「指定管理者制度導入施設評価票」の評価項目にも当該内容が含まれています。なお、施策達成に向けた取組に対し、別途予算を追加することは想定していませんので、施設ごとの予算の範囲内で実施可能な取組を行っていただくこととなります。
3	今後のスケジュールについて	令和7年10月上旬に、「必要に応じてヒアリング・選定委員会の候補者選定」とありますが、選定委員会の場でプレゼンテーションの機会はあるのでしょうか。また、申請書類以外で提出が必要な書類はあるのでしょうか。	選定委員会の場でのプレゼンテーションの機会は想定していません。また、募集要項に記載のある申請書類及び添付書類以外に提出が必要な書類はありませんが、提出書類に不備が確認された際には、修正・再提出を依頼する場合があります。その他資料の提出については、特に定めはないため、補足資料等を提出していただいて差し支えありません。
4	「新秋田元気創造プラン」及び「秋田県スポーツ推進計画」について	左記の施策は今後継続されるのでしょうか。また、継続されるのであれば内容の変更などがあるのか、継続されないのであれば新たな計画があるのかをお知らせください。	県有体育施設の運営及び指定管理者の評価に係るものは「秋田県スポーツ推進計画」になります。現在の「第4期秋田県スポーツ推進計画」は令和7年度末で終了し、令和8年度からは「第5期秋田県スポーツ推進計画」が新たに策定される予定です。
5	休館日の取り扱いについて	田沢湖スポーツセンターについて、条例では毎週水曜日が休館日と定められており【知事の承認により、当該休業日の変更も可能とする。】となっていますが、一例として館内整備保守点検、全館一斉清掃、温泉管整備等やむを得ない理由により、指定管理者の判断で臨時休館日を設けてもよいでしょうか。	「スポーツに関する施設の管理に関する規則（平成22年3月26日秋田県規則第3号）」第9章第55条2に定められているとおり、必要があると認められる場合には、開場期間の変更承認申請により、休業日等を変更することができます。

6	冬季の施設使用について	新屋運動広場について、冬季は施設の貸し出しは無いものと思われませんが、冬季間に同広場のクラブハウスを、指定管理者が事務室として継続使用することはできるのでしょうか。また、新屋運動広場について、冬季間にクラブハウスを、指定管理者が自主事業の会場（例えば中高生のウエイトトレーニング指導等）として使用することはできるのでしょうか。	同施設の冬季間のクラブハウス使用については、使用目的が「秋田県立新屋運動広場管理業務仕様書」の業務内容に該当する場合には、事務室としての継続使用が可能です。また、冬季間に限らず、クラブハウスを自主事業（各種教室等）の会場として使用することは可能です。
7	グラウンドの芝生管理について	新屋運動広場について、備え付けの芝生管理機材（芝刈り機、肥料散布機等）はどのようなものがあるのでしょうか。また、備え付けの芝生管理機材がない場合は、他事業者に委託してもよいのでしょうか。現在の指定管理者がどのように芝生を管理しているか（直接又は委託）も合わせてご教示ください。また、予約がなく管理業務がない時は、営業時間中でも職員は常駐しなくてもよいでしょうか。	同施設の芝生管理に係る県の貸付備品は、芝刈り機、自動刈払機、芝補修機器の3点です。現物を確認したい場合には、「施設現場見学申込書」の提出をお願いします。また、芝生の管理業務を他事業者へ委託することは可能です。芝生の詳細な管理方法については、指定管理者となった団体が自ら創意工夫を行い、適切な管理方法（直接又は委託）の選定及び管理業務の実施をお願いします。また、予約がなく管理業務を要しない場合には、職員の常駐を必須としませんが、県から早急な確認を要する依頼を行う場合がありますので、管理責任者と連絡がとれる体制を整えていただく必要があります。
8	収支計画について	毎年度のように人件費及び物件費の上昇が見込まれることなどから、各年度の支出額が相当程度変動することが想定されているため、指定管理料についても、毎年度一定額ではなく、支出額に応じて変動させることが適切と考えておりますが、このような取扱いが可能ですでしょうか。この場合、期間中の指定管理料総額が債務負担総額を超えない前提で、11（4）で示された予算額を前後する額の各年度の収支計画を提出することは可能ですでしょうか。	指定管理料は毎年度一定額での支払いを想定しています。人件費及び物件費の上昇により、多くの県有施設で管理運営費が予算額を大幅に超過する場合には、全庁的な対策として年度ごとに補正を検討することとなります。なお、指定管理者事業計画の収支計画書（様式2-1）の県の委託料の欄に記載する額に定めはないため、期間中の指定管理料総額が債務負担総額を超えない前提で予算額を前後する額の収支計画書を提出いただいて差し支えありません。
9	使用料等減免規程について	「指定管理料の適正な執行に努め」「収入を確保する」ために、指定管理者は「体育施設の使用料等減免規程」3の各号に該当し、使用料減免申請書の提出を受けた場合のみ（3（4）・3（5）は除く）、減免することができる、という理解でよいでしょうか。	使用料減免の適用には、原則として減免規定の減免要件を満たす個人・団体からの「使用料減免申請書」の提出及び指定管理者からの「使用料減免通知」の発行が必要となります。3（4）に該当する場合は、申請書に加え身体障害者等であることを証する書類又は手帳の提示が必要です。また、3（5）に該当する場合は、事業の対象者であることを証するもの（パスポート等）の提示が必要です。
10	執行予算について	「県が定めた予算（県費委託料）の範囲内で計画を立て適正に執行すること」とされていますが、執行予算としては、「指定管理料」及び「利用料金収入」で構成されるという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。

11	余剰金について	「これに余剰金が発生する場合は、双方で協議する」とありますが、協議の目的・時期（毎年度か、あるいは指定期間終了時か）・内容・協議対象とする金額の基準をご教示願います。県のガイドラインによれば、余剰金については、指定管理者の利益になるものと理解していますが、そのほかの取扱い（例えば、プロフィットシェアリング）を想定しているのであれば、その理由をご教示願います。	年度ごとに実施している指定管理者運営協議会（決算後）において、余剰金の有無や用途等について伺います。協議は、余剰金が対象施設の管理運営及び修繕等に適切に活用されるよう県から指定管理者へお願いすることが目的であり、プロフィットシェアリングを想定したものではありません。
12	別に定める予算について	「別に定める予算」とは、どのような内容の予算なのでしょう。	各施設の管理業務仕様書に記載の「別に定める予算」とは、指定管理者決定後に交わされる年度協定書に記載される指定管理料を指しています。（管理業務仕様書には当該額の記載がないため、「別に定める」としています）
13	新県立体育館の整備について	県立体育館について、「新県立体育館の整備及び現体育館の解体に伴い、新県立体育館整備事業者や県と連携を図った運営を行うこと」とありますが、指定管理期間内に予定されている現体育館の解体に関する具体的な業務をご教示願います。	具体的には次の業務を想定しています。 ①備品の整理等業務（備品台帳との照合など通常の指定管理業務の一環として） ②不要備品等の処分や新体育館への備品等搬出は別途業務委託を想定しているため、当該業務受託者との調整等業務 ③新県立体育館整備事業者や県との調整等業務（解体時期の共有、利用者への案内等）
14	新県立体育館の整備に伴う指定管理施設の一部変更について	県立体育館について、「新県立体育館の整備に伴い、今年度中に、指定管理施設(指定管理募集時点)に一部変更がある点に留意すること」とありますが、その具体的な内容について明らかにしていただくとともに、どのような点に留意するのか、ご教示願います。また、その一部変更に伴い、指定管理料の積算に上振れが見込まれる場合には、指定管理料は増額されるという理解でよいのでしょうか。	新県立体育館建設工事に係る仮囲い設置に伴い、令和7年11月中旬頃から現体育館駐車場の一部が変更（体育館正面側→気象台跡地）等となります。必要に応じて、利用者への案内や周知等を行っていただく点に留意ください。なお、気象台跡地に整備する駐車場は代替駐車場であり現体育館駐車場と同程度の管理業務となることや、その他管理範囲の減少（植栽、仮囲い内側の管理の減少等）があることも考慮し、指定管理料の増額は想定していません。
15	「建物や土地の使用に係る」について	令和8年4月1日から、既存の施設・設備等の使用料に加えて、施設の使用料として、「建物の使用に係るもの」及び「土地の使用に係るもの」が追加されることとなりますが、これらの使用に係るものに関する具体的な定義・要件等について、行政財産目的外使用に係るものとの相違点を含めてご教示願います。（具体的には、年間を通じた自動販売機設置、イベント時に数日間設置されるキッチンカーやスポーツ用品販売店の出店、プールのトレーニングルーム内に配備する運動用機器の設置などは、どちらに区分されるのでしょうか。）	行政財産（土地・建物）の使用期間が1年以上のものについては、従来どおり行政財産目的外使用として取扱い、県が許可及び使用料徴収を行います。主に自動販売機、コインランドリー、運動用機器の設置等の長期使用のものが対象です。また、使用期間が1年未満のものについては、令和8年度から施行される新料金区分により、施設利用料金として指定管理者の収入とすることができます。イベント等に伴うキッチンカーやスポーツ用品販売店の出店等の一時使用のものが対象となります。

16	公有財産台帳価格について	公有財産台帳価格をご教示願います。	【令和7年4月1日現在の公有財産台帳価格】 ※年度ごとに価格が更新されます ・ 県立体育館 (建物) 38,114,000円 ・ 向浜スポーツゾーン - 総合プール (建物) 4,655,407,000円 - 野球場 (建物) 2,735,425,000円 - 向浜運動広場 (土地) 38,014,000円 - スケート場 (土地) 364,763,000円 (建物) 1円 ・ 武道館 (建物) 2,500,080,000円 ・ 総合射撃場 (土地) 141,000円 (建物) 2,660,000円 ・ 新屋運動広場 (土地) 159,147,000円 (建物) 3,774,000円 ・ 田沢湖スポーツセンター (土地) 1,053,248,000円 (建物) 295,926,000円
17	利用料金収入について	募集要項4の「施設の目標（年間利用料収入）」に関し、積算の考え方、利用料金収入額や減免額などを含めた積算内訳についてご教示ください。	施設の目標（年間利用料収入）は各施設へのヒアリングを基に設定した基準年度の年間使用料収入実績額に利用料金改定率を乗じて算定しています。令和8年度から施行される新料金区分による増収が見込まれる施設については、当該額を加算しています。なお、基準年度の使用料減免額は施設目標とする年間利用料収入額に含まれていません。
18	キャッシュレス決済について	2-1 向浜スポーツゾーンは携帯各社の電波状況が整っていないため、キャッシュレス端末の設置場所を有線LANで対応できる事務所受付などに設置することは問題ございませんか。 2-2 また、決済方法に関して、利用者側の携帯電波状態に影響されない電子マネー専用カードやクレジットカード等に限定することは可能でしょうか。	キャッシュレス決済端末の設置場所・台数及び決済方法の種類に定めはありません。施設利用者のニーズ及び設置施設の環境に応じた運用をお願いします。

19	行政財産目的外使用許可について	「行政財産の目的外使用許可に伴う使用許可は引き続き県が行い、その使用料は県の歳入となります。ただし、目的外使用許可に伴い発生する光熱水費等については、指定管理者がその分も含めて施設全体にかかる電気料等を電気事業者に支払うことから、指定管理者が目的外使用者から実費徴収することになります。」とありますが、通年設置されている自動販売機の電気使用料と捉えて宜しいでしょうか。そのほか、光熱水費等として徴収することが出来るものとして、工事などで水を使用する際の水道使用料なども該当すると考えてよろしいのでしょうか。また、単発での目的外使用許可があった場合、メーターを設置することが難しい場合は、使用する設備容量などを概算で徴収しても良いのでしょうか。若しくは、メーターの設置を条件とするのでしょうか。	目的外使用許可に伴い発生する光熱水費等とは、通年設置する自動販売機やコインランドリー等の電気・水道使用料等を指しています。また、行政財産使用許可書に記載のとおり、使用に伴う諸設備経費は使用者が負担することとしていますので、当該費用を徴収することができます。工事等で生じる水道使用料も該当します。また、単発（1年未満の臨時売店設置等）での行政財産目的外使用は令和8年度から施行される新料金区分で運用することとなりますが、使用に伴う電気・水道使用料の徴収について、子メーターの設置が難しい場合には、概算による徴収で差し支えありません。
20	名誉館長事業について	総合プールの名誉館長事業について、「この事業の継続に配慮すること」とは、指定管理者に具体的にどのような業務と費用負担を求めるのか、ご教示願います。また、本事業は県との共催事業と理解してよいでしょうか。	同施設の名誉館長事業に伴う業務には、講師依頼、日程調整、事業周知、会場設営、事業運営、講師料支払い等に係る一連の業務が含まれます。なお、当該事業実施に係る費用（委託費、光熱水費、人件費、事務費等）については、令和3～5年度の実績及び令和6～7年度の見込額等を基に積算している指定管理料と利用料金収入から負担をお願いすることとなります。また、当該事業は県・指定管理者による共催事業という認識で相違ありません。
21	鉛回収時間や回収日について	総合射撃場の鉛回収時間や回収日について、昨今の気象状況から熱中症対策として、暑さ指数（WBGT値）が28を超えた場合は、「悪天候」時の取扱いに準じて、指定管理者の判断で、回収時間・回収日を適宜変更してよいでしょうか。	同施設の指定管理者の判断により、適宜変更して差し支えありません。